

陳 情 文 書 表

受 理 番 号 ・ 受 理 年 月 日 及 び 件 名	陳情第214号（8. 7. 1） いじめの隠蔽防止と迅速な解決に向けた、実効性ある「いじめ防止 対策条例」の制定（または改正）を求める陳情
陳 情 の 要 旨	以下の4点を組み込んだ「いじめ防止対策条例」の制定（または改正）を行うこと。 1. 重大事態認定の「裁量権排除」と自動認定の義務化 被害児童生徒または保護者から「重大事態」としての調査の申立てがあった場合、学校や教育委員会の主観的判断を挟まず、速やかに重大事態として認定し、首長に報告することを義務付けること。また、欠席日数や診断書の提出などの客観的基準による即時認定プロセスを明文化すること。 2. 第三者委員会の「首長部局」への設置による完全独立化 重大事態の調査を行う第三者委員会は、教育委員会の附属機関ではなく、地方自治法に基づく首長直轄の附属機関として設置すること。また、委員の構成は、教育行政と利害関係のない外部専門家（弁護士、精神科医、福祉専門職など）に限定し、透明性を確保すること。 3. 調査プロセスの期限設定と、被害者側への情報開示の義務化 事案発生から教育委員会・首長への報告、及び第三者委員会の設置までの具体的なタイムリミット（〇日以内など）を条例に明記すること。また、被害者側から調査過程の議事録や報告書の開示請求があった場合、不当な墨塗り（黒塗り）を禁じ、原則として全面開示を義務付けること。 4. いじめ隠蔽・不作為に対する厳格な処分の明文化 いじめの事実を意図的に隠蔽した、あるいはいじめ防止対策推進法及び本条例に基づく適正な報告・対応を怠った教職員及び管理職に対し、それが職務上の義務違反に当たることを条例上にも明記し、行政処分（懲戒処分）の対象として厳格に対処する方針を示すこと。
陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名	神戸市西区 龍田 章一
送 付 委 員 会	教育こども委員会

陳情書

[提出年月日] 令和8年6月30日

[宛先]神戸市市議会議長 よこはた 和幸殿

[陳情者]

住所：〒651- | 神戸市西区

氏名：龍田 章一

(※団体の場合は、団体名および代表者名を記載し、代表者印を押印)

件名：いじめの隠蔽防止と迅速な解決に向けた、実効性ある「いじめ防止対策条例」の制定（または改正）を求める陳情

【陳情の要旨】

学校や教育委員会によるいじめの初期対応の遅れや隠蔽、不適切な対応を防ぎ、被害児童生徒の命と尊厳を守るため、現場の裁量権を制限し、客観的かつ自動的な手続きを義務付ける実効性のある「いじめ防止対策条例」の制定（または既存条例の抜本的改正）を求めます。

【陳情の理由】

国の「いじめ防止対策推進法」が施行されて久しいですが、現在も神戸市を含む全国各地で、いじめの重大事態が後を絶ちません。その最大の要因は、同法が学校や教育委員会に対して「いじめであるかどうかの判断」や「重大事態の認定」に大きな裁量を残している点にあります。

結果として、学校現場では「前例がない」「いじめではなくトラブルである」といった独自の解釈で調査が遅延し、被害者が心身に重大な危険を負うまで放置されるケースが散見されます。また、身内である教育委員会が調査を主導することで、第三者委員会の独立性が保たれず、被害者側への情報開示が不当な「黒塗り」によって阻まれるなど、行政に対する信頼が著しく損なわれています。

こうした「法の抜け穴」を塞ぎ、教育委員会が適切に動かざるを得ない仕組みを自治体独自の条例で構築することは、地域の子どもたちの命を守る上で急務です。被害児童生徒とその家族を孤立させず、法に基づいた透明性の高い対応を徹底するため、下記の項目の実現を強く要望いたします。

また、私の子どもも、いじめ重大事態第1号認定ですが、いじめガイドラインを守らず、いじめ防止対策推進法の違法状態を繰り返しており、自殺未遂を3度も子どもが行う事態となっております。

【陳情項目】

貴議会におかれましては、以下の4点を組み込んだ条例の制定（または改正）に向けた審議・採択をお願いいたします。

重大事態認定の「裁量権排除」と自動認定の義務化

被害児童生徒または保護者から「重大事態」としての調査の申し立てがあった場合、学校や教育委員会の主観的判断を挟まず、速やかに重大事態として認定し、首長に報告することを義務付けること。また、欠席日数や診断書の提出などの客観的基準による即時認定プロセスを明文化すること。

第三者委員会の「首長部局」への設置による完全独立化

重大事態の調査を行う第三者委員会は、教育委員会の附属機関ではなく、地方自治法に基づく首長直轄の附属機関として設置すること。また、委員の構成は、教育行政と利害関係のない外部専門家（弁護士、精神科医、福祉専門職など）に限定し、透明性を確保すること。

調査プロセスの期限設定と、被害者側への情報開示の義務化

事案発生から教育委員会・首長への報告、および第三者委員会の設置までの具体的なタイムリミット（〇日以内など）を条例に明記すること。また、被害者側から調査過程の議事録や報告書の開示請求があった場合、不当な墨塗り（黒塗り）を禁じ、原則として全面開示を義務付けること。

いじめ隠蔽・不作為に対する厳格な処分の明文化

いじめの事実を意図的に隠蔽した、あるいは推進法および本条例に基づく適正な報告・対応を怠った教職員および管理職に対し、それが職務上の義務違反にあたることを条例上にも明記し、行政処分（懲戒処分）の対象として厳格に対処する方針を示すこと。

以上